

表 26 経済状況（課税区分を基準として）

	実数	%
生活保護	99	19.8
市町村民税非課税	96	19.2
所得税非課税	29	5.8
所得税課税	118	23.6
不明	154	30.7
無回答	5	1.0
合計	501	100.0

表 27-1 通告時の経済的支援の受給状況

	実数	%
生活保護	83	16.6
障害年金	2	0.4
児童扶養手当	92	18.4
特別児童扶養手当	6	1.2
児童手当	59	11.8
その他	5	1.0
とくに受給していない	129	25.7
不明	117	23.4
無回答	8	1.6
合計	501	100.0

表 27-2 通告時の経済的支援の受給状況「その他」
具体記述

カテゴリー	実数
遺族年金	2
実家からの援助	1
老齢年金	1

表 28 住居の状況

	実数	%
公営住宅	68	13.6
民間賃貸住宅	301	60.1
持家	76	15.2
車上生活	3	0.6
友人宅等への居候	9	1.8
不定	1	0.2
その他	27	5.4
不明	11	2.2
無回答	5	1.0
合計	501	100.0

表 29 住居の状況「その他」具体記述

カテゴリー	実数
会社の関係で住居確保	8
社宅	(3)
会社の借り上げ	(3)
会社の寮	(1)
会社から文化住宅を借りている(住み込み)	(1)
親族の持家	7
私設保育施設契約住宅	2
ウィークリーマンション	1
海岸テント生活	1
婚姻外パートナー宅に居候	1

表 30 過去の1年以内の転居歴

	実数	%
0回	312	62.3
1回	122	24.4
2回	14	2.8
3回以上	10	2.0
不明	41	8.2
無回答	2	0.4
合計	501	100.0

<援助内容>

表 31 虐待者の認識

	実数	%
虐待を認めている	208	41.5
行為はあったが虐待ではないという	150	29.9
行為はなかったという	52	10.4
不明	81	16.2
無回答	10	2.0
合計	501	100.0

表 32-1 法的対応 (MA) n=501

	検討		申立・実施	
	実数	%	実数	%
児童福祉法第 28 条	35	7.0	11	2.2
28 条・面会・通信制限	6	1.2	3	0.6
児童福祉法第 33 条の 6	1	0.2	1	0.2
親権変更	1	0.2	3	0.6
本案についての保全処分	0	0	0	0
立入調査	6	1.2	11	2.2
職権保護	39	7.8	114	22.8
その他	5	1.0	8	1.6
なし	354	70.7	292	58.3
不明	5	1.0	1	0.2

表 32-2 法的対応「その他」具体記述

カテゴリー	実数
刑事告発	2
養子縁組解消	1
30 条を根拠とした介入・保護	1

表 32-3 法的対応の申立・実施「その他」具体記述

カテゴリー	実数
実母への DV、傷害で逮捕	3
第三者による通報で逮捕、刑事処分	3
27 条 9 項委託措置	1
刑事告発	1

表 33-1 機関連携 (従は MA) n=501

	主		従	
	実数	%	実数	%
児童相談所	317	63.3	33	6.6
保健所	7	1.4	36	7.2
市町村保健センター	7	1.4	87	17.4
精神保健福祉センター	0	0.0	7	1.4
医療機関	11	2.2	78	15.6
福祉事務所	30	6.0	116	23.2
家庭児童相談室	8	1.6	45	9.0
保育所	17	3.4	61	12.2
幼稚園	0	0.0	11	2.2
学校	48	9.6	209	41.7
児童福祉施設 (保育所、児童家庭支援センター除く)	9	1.8	47	9.4
児童家庭支援センター	0	0.0	2	0.4
児童委員	1	0.2	34	6.8
主任児童委員	1	0.2	51	10.2
警察	11	2.2	91	18.2
弁護士	1	0.2	15	3.0
家庭裁判所	0	0.0	10	2.0
その他	9	1.8	36	7.2

表 33-2 機関連携「その他」具体記述

主		従	
カテゴリー	実数	カテゴリー	実数
相談機関・行政機関	4	相談機関・行政機関	22
婦人相談所	(1)	女性センター	(6)
子育て支援課	(1)	町役場・福祉課	(5)
知的障害福祉担当	(1)	その他の相談機関	(3)
その他の相談機関	(1)	虐待対策班・Dr.	(2)
託児施設等	3	教育相談機関	(2)
私設保育施設	(2)	虐待予防センター	(1)
家庭保育室	(1)	心理相談室	(1)
自立援助ホーム	1	母子相談員	(1)
		知的障害者生活支援センター	(1)
		託児施設等	5
		放課後児童クラブ	(3)
		家庭保育室	(1)
		私設保育施設	(1)
		託児施設等	5
		放課後児童クラブ	(3)
		家庭保育室	(1)
		私設保育施設	(1)
		児童福祉施設等	4
		里親	(2)
		自立援助ホーム	(1)
		生活ホーム	(1)
		その他	4
		東京入国管理事務所	(3)
		教会	(1)

表 34 機関連携の状況

	主 (n=477)		従 (n=969) *	
	実数	%	実数	%
良好	87	18.2	282	29.1
おおむね良好	58	12.2	422	43.6
どちらともいえない	8	1.7	68	7.0
あまり良好ではなかった	5	1.0	18	1.9
良好ではなかった	1	0.2	13	1.3

*実数の単位は (機関)。また n は前設問で回答のあった機関の総数。

表 35-1 機関連携が良好でなかった場合、その理由*

	主		従	
	実数	%	実数	%
保護者への関わり方で足並みが揃わなかった	0	0.0	16	51.6
他機関から児童相談所に無理な期待をされた	2	33.3	8	25.8
児童相談所以外の機関で無理な期待をかけられたところがあった	0	0.0	4	12.9
プライバシー保護を理由として情報提供がうまく行われなかった	0	0.0	2	6.5
期待される活動をしてもらえない機関があった	4	66.7	3	9.7
その他	0	0.0	5	16.1
小計	6	100.0	31	100.0
非該当	476		938	
合計	477		969	

*単位は「主」「従」とも「機関」。

表 35-2 機関連携が良好でなかった理由「その他」具体記述

カテゴリー	実数
妊婦であったので婦相入所を依頼するが対象外とのことであった	1
人任せ、自分の所では何もしない (福祉事務所)	1

表 36 警察との協議

	実数	%
あり	121	24.2
なし	373	74.5
無回答	7	1.4
合計	501	100.0

表 37-1 警察との協力 (MA) n=501

	実数	%
訪問同行	9	1.8
立入調査同行	10	2.0
虐待者の事情聴取・捜査	41	8.2
見守り活動	33	6.6
その他	42	8.4

表 37-2 警察との協力「その他」具体記述

カテゴリー	実数
通告	6
子どもの捜索	4
刑事告発に関する協議	3
強引な引き取り要求への対応	3
虐待者逮捕	3
保護者との接見での協力	3
逮捕、児童移送	2
本児の保護希望時の身柄保護	2
虞犯で鑑別所に保護	1
警察で相談の場の設定	1
在宅で本人の訴えのあったときの対応	1
実母の捜索願	1
母の薬物関係に関して	1
補導センターの通所指導	1
本人の補導	1

表 38 家族・親族の協力

	親族	配偶者	婚姻外 パートナー	虐待者
	実数 (%)	実数 (%)	実数 (%)	実数 (%)
一緒に問題解決しようとする/ 協力的である	105 (20.9)	64 (12.8)	26 (5.2)	106 (21.2)
一緒に問題解決しようとするが意見 の不一致が多い	62 (12.4)	59 (11.8)	9 (1.8)	97 (19.4)
非協力的とまで 言えないが意見 が二転三転する	24 (4.8)	34 (6.8)	13 (2.6)	110 (22.0)
非協力的	40 (8.0)	34 (6.8)	21 (4.2)	99 (19.8)
接触していない	160 (31.9)	14 (2.8)	24 (4.8)	23 (4.6)
該当者はいない	27 (5.4)	268 (53.5)	343 (68.5)	0 (0.0)
不明	17 (3.4)	10 (2.0)	32 (6.4)	13 (2.6)
無回答	66 (13.1)	18 (3.6)	33 (6.6)	53 (10.6)
合計	501 (100.0)	501 (100.0)	501 (100.0)	501 (100.0)

<援助プログラム>

表 39-1 実施したプログラム、実施しなかったができたプログラム (MA) n=501

	実施した		実施しなかった ができなかった	
	実数	%	実数	%
訪問指導	216	43.1	9	1.8
本児の通所指導 (個別)	102	20.4	20	4.0
本児の通所指導 (グループ)	5	1.0	2	0.4
親の通所指導 (個別)	116	23.2	46	9.2
親の通所指導 (グループ)	2	0.4	4	0.8
医療機関のカウンセリング・治療	61	12.2	25	5.0
ショートステイ	19	3.8	2	0.4
保育所	30	6.0	5	1.0
放課後児童クラブ	26	5.2	2	0.4
児童福祉司指導	132	26.4	2	0.4
児童委員指導	0	0.0	0	0.0
子どもの施設入所措置	217	43.3	26	5.2
母子での施設入所措置	50	10.0	3	0.6
親子分離後に施設による保護者援助	34	6.8	15	3.0
在宅でのモニタリング	85	17.0	1	0.2
ネットワーク会議への親の参加	37	7.4	1	0.2
その他	26	5.2	3	0.6

表 39-2 実施した/実施しなかったができなかったプログラム「その他」具体記述

実施した		実施できなかった	
カテゴリー	実数	カテゴリー	実数
里親委託	6	告訴	1
生活保護受給調整	6	アルコール相談への紹介	1
学校での状況確認	2		
実母の引き取り調整	2		
電話での保護者の状況確認	2		
知的障害者としての支援	1		
学校での受入援助	1		
家庭保育室利用	1		
関係機関との協議	1		
子どもたちと母の生活を分離	1		
シムラ-での母子保護	1		
施設での面接指導	1		
心理判定員のカウンセリング	1		
実父と親戚の引き取り調整	1		
親権変更申立	1		
週末の一時保護対応	1		
処遇困難事例検討会	1		
自立援助ホームへの入所	1		
心理相談室のカウンセリング	1		
手紙と電話による指導	1		
法律相談	1		
療育手帳取得	1		

表 40 保護者への援助の頻度

	実数	%
月に2回以上の在宅指導	94	18.8
月に1回程度の在宅指導	167	33.3
2ヶ月に1回程度の在宅指導	109	21.8
不明	76	15.2
無回答	55	11.0
合計	501	100.0

表 41 子どもへの援助の頻度

	実数	%
月に2回以上の在宅指導	49	17.9
月に1回程度の在宅指導	116	42.4
2ヶ月に1回程度の在宅指導	44	16.1
不明	43	15.7
無回答	21	7.6
小計	273	100.0
非該当（施設入所）	228	
合計	501	

表 42 援助の方針

	実数	%
親子分離せず在宅で援助することを前提に行った	119	23.8
一時的に親子分離し、条件付きで家庭復帰させることを視野に入れながら援助を行った	207	41.3
親子分離し家庭復帰の可能性が低いことを前提に援助を行った	125	25.0
親子分離し、家庭復帰の可能性が全く見込めない状況で援助を行った	45	9.0
無回答	5	1.0
合計	501	100.0

表 43 保護者援助が困難なケースか

	実数	%
非常に困難	143	28.5
やや困難	222	44.3
困難ではない	128	25.5
無回答	8	1.6
合計	501	100.0

表 44-1 保護者援助が困難な理由

	実数	%
担当者が多忙	14	3.8
児相に対する拒否感が強い(虐待を認めない)	75	20.6
児相への拒否感はないが保護者の協力が得られない	103	28.3
保護者の態度に一貫性がない	105	28.8
保護者が仕事を休めない	10	2.7
援助を展開するために適切な資源が不足している	9	2.5
その他	48	13.2
小計	364	100.0
非該当	137	
合計	501	

表 44-2 保護者援助が困難な理由「その他」具体記述

カテゴリー	実数
所在不明	10
実母の精神疾患・障害のため	6
表面上の協力のみ	3
協力は得られるが考え方に変化なし	2
一時保護希望が急	1
親子の葛藤	1
施設と児童相談所への全面依存(協力拒否)	1
虐待者の状態不安定	1
子どもへの拒否感が強い	1
子どもの問題行動	1
父母とも精神疾患があり、関わりにくい	1
ほかのきょうだいに関して捜査が入っていたため	1
実母拘留中	1
実母の体調が不良	1
知的な面での指導が入りにくい	1
父が他県に居住	1
知的能力が低く、人格の未熟	1
母が医療の関わりを拒否(訪問は受け入れる)	1
母入院中(父は行方不明)	1
病弱	1
病状の改善が困難	1
父母が離婚し、他県へ母子で転居	1
祖母の疾病+母の非協力	1
保護者代わりの姉夫婦が若く、子どもが小さい	1
保護者の偏った子育て観が変わらない	1
都合の悪いことは隠そうとする	1
保護者の能力が低い	1

表 45 援助の期間(本件開始日から換算)

	実数	%
1ヶ月未満	19	3.8
1~3ヶ月未満	29	5.8
3~6ヶ月未満	47	9.4
6ヶ月以上1年未満	68	13.6
1年以上3年未満	292	58.3
3年以上5年未満	32	6.4
5年以上7年未満	7	1.4
7年以上10年未満	1	0.2
10年以上	1	0.2
無回答	5	1.0
合計	501	100.0

表 46 終結の理由

	実数	%
家庭環境改善	74	14.8
子どもの自立	8	1.6
18歳満年齢	5	1.0
転居	30	6.0
その他	48	9.6
非該当(終結していない)	308	61.5
無回答	28	5.6
合計	501	100.0

表 47 援助終結の理由「その他」具体記述

カテゴリー	実数
非虐待者の家族が引き取り、虐待者との分離が図られる	18
DVのため母子で転居	3
本国へ帰国	3
子どもが成人施設へ入所	2
移管	1
親の居住先への移管	1
親族宅近くへの移管	1
家庭の見守り体制の強化	1
家庭引き取り	1
監護措置	1
虐待者に変化	1
強制引き取り	1
子どもの精神的成長	1
子どもの不適応行動で知人宅が引き取り	1
父方祖父母宅への子の引渡しに関する保全処分	1
相談の意思なし	1
児童福祉司指導に従っている	1
暴力はなくなった	1
再び一時保護	1
母子ともにニーズ乏しくなる	1
本児の入院	1

表 49 本ケースにおける援助効果の度合い

	実数	%
1. 大変効果があがった	81	16.2
2. まあ効果があがった	167	33.3
3. どちらともいえない	171	34.1
4. あまり効果がなかった	56	11.2
5. 全く効果がなかった	6	1.2
無回答	20	4.0
合計	501	100.0

表 48-1 市町村の児童虐待防止協議会・ネットワークの有無

	実数	%
あり	330	65.9
なし	162	32.3
無回答	9	1.8
合計	501	100.0

表 48-2 ネットワークがある場合、その効果

	実数	%
連携して効果があがった	167	50.6
連携したが効果はなかった	31	9.4
連携なし	122	37.0
不明	3	0.9
無回答	7	2.1
小計	330	100.0
非該当	171	
合計	501	

【きょうだいケースを考慮したもの】

〈虐待者・家族状況〉

表 50 世帯類型

	実数	%
父母と子	159	38.2
母子のみ	127	30.5
父子のみ	24	5.8
その他	46	11.1
母子と内縁の夫	41	9.9
三世代家族	22	5.3
合計	416	100.0

表 51 親のパートナー関係

	実数	%
法定婚の配偶者と同居	167	40.1
法定婚の配偶者と別居	11	2.6
事実婚の配偶者と同居	60	14.4
婚姻関係になく同居していないが 影響力のある異性がいる	52	12.5
パートナーなし	96	23.1
その他	9	2.2
不明	15	3.6
無回答	6	1.4
合計	416	100.0

表 52 配偶者・パートナーとの関係

	実数	%
良好	34	8.2
普通	132	31.7
暴力はないが悪い	70	16.8
暴力を伴った不和	53	12.7
パートナーなし	96	23.1
無回答	31	7.5
合計	416	100.0

表 53 近隣との関係

	実数	%
良好	2	0.5
普通	91	21.9
悪い（敵対関係）	42	10.1
孤立・疎遠	160	38.5
不明	116	27.9
無回答	5	1.2
合計	416	100.0

表 54 経済状況（課税区分を基準として）

	実数	%
生活保護	80	19.2
市町村民税非課税	86	20.7
所得税非課税	21	5.0
所得税課税	108	26.0
不明	116	27.9
無回答	5	1.2
合計	416	100.0

表 55 通告時の経済的支援の受給状況

	実数	%
生活保護	71	17.1
障害年金	2	0.5
児童扶養手当	77	18.5
特別児童扶養手当	6	1.4
児童手当	43	10.3
その他	4	1.0
とくに受給していない	111	26.7
不明	94	22.6
無回答	8	1.9
合計	416	100.0

表 56 住居の状況

	実数	%
公営住宅	57	13.7
民間賃貸住宅	251	60.3
持家	67	16.1
車上生活	1	0.2
友人宅等への居候	6	1.4
不定	1	0.2
その他	19	4.6
不明	9	2.2
無回答	5	1.2
合 計	416	100.0

表 57 過去の1年以内の転居歴

	実数	%
0回	267	64.2
1回	92	22.1
2回	10	2.4
3回以上	8	1.9
不明	37	8.9
無回答	2	0.5
合 計	416	100.0

平成15年度厚生労働科学研究「児童虐待防止に効果的な地域セーフティネットのあり方に関する研究」(主任研究者 高橋重宏)
 分担研究「児童相談所の海外の動向も含めた実施体制のあり方の検討」(分担研究者 才村純)・児童相談所の国際比較一覧表

国名 項目	日本	カナダ	アメリカ合衆国	イギリス	ニュージーランド	韓国
都市名 (人口)	大阪府 (620万人)	ブリティッシュ・ コロンビア州 (4,155,779人)	オンタリオ州	ニューヨーク市 (約800万人)	ロンドン市:ハマースミス (Hammersmith)地区 (ロンドン32区の一つ)	ソウル特別市 (1,140万人)
対応機関名 (運営主体)	大阪府 子ども家庭センター (大阪府)	2002年まで:州政府 の子ども家庭省 (Ministry for Children & Families) の子ども保護サービス 2003年からは:コミュニテ ィ・ベースド・モデルに移 行 5地域に分けられた 委員会がサービス提 供の責任をもつ(先 住民族とそれ以外の 民族とで委員会 別)	子ども保護援助協会 (52のChildren's aid Society)	Administration for Children's Services (公立)	Department of Child, Youth and Family の 各 Service Unit (サービスユニット:各エリ アの児童相談所にあ たるもの)	ソウル市(ソウル市全体 としては、2カ所の児 童虐待予防センター (直営、委託各1)が 設置されている)。
根拠法	児童福祉法	子ども家庭コミュニティ・ サービス法 (Child, Family and Community Services Act)	子ども家庭サービス法 (Child and Family Services Act)	Social Services Act (州法)	CYPFA(Children, Yo ung Persons, and Their Families Act)	1999 改正児童福祉 法

対応機関が扱う相談の範囲	18歳未満の児童福祉に関するすべての相談	虐待及び虐待リスク群	16歳未満の子どもの福祉に関するすべての相談	子ども虐待の通告から処遇方針決定までを主たる業務とする	子ども保護、里親委託&養子縁組、親支援、施設入所と各々担当ワーカーを配置虐待ケースについては登録制度あり	子どもの保護、里親委託、非行ケースの対応、里親決定までの際のカスタディ(一時的後見)実施	被虐待児童の保護、一時保護、保護者への指導、関係機関への啓発等
職員(児童福祉司)の専門性	社会福祉士、児童福祉司養成施設卒業生、心理学・社会学等を専攻した学士等	ソーシャルワーカー(MSW、BSW)ソーシャルワーカーの資格はないが研修を受けたオフィサー(将来的には全員ソーシャルワーカーに)	ソーシャルワーカー(MSW: Master of Social Work, CSW: Certificate Social Worker)	入職後にソーシャルワーカー・トレーニング及びソーシャルワーク大学院への奨学制度用意	Social Worker : Diploma Degree	大卒認定ソーシャルワーカー希望ましいが、無資格者は採用後トレーニングを受講し資格取得する	社会福祉士1級以上(4年生大学卒業後試験)
児童福祉司数	108人	不明	4,263人(2001年)	2,058人(ただし子ども保護ワーカーのみの人数)	25人	989人	48人
ワーカー一人あたりの担当ケース数	225ケース(うち虐待は23ケース) ※新規受付件数であり、継続指導ケースは含まない	不明	中央インテグレーションワーカーは10ケース、フロアワーカーは10ケース、子どもの保護担当ソーシャルワーカーは18ケース(実際は22ケース)、ファミリーサービスワーカー(親支援ソーシャルワーカー)18ケース(実際は20~22ケース)、スーパーバイザーは6ケース、新任のソーシャルワーカーは採用後3カ月間は6ケース 州政府との合意で担当ケース数が決まる	平均12ケース	およそ20ケース	養護ケースは21-22ケース、非行ケースを含めると30ケース	18ケース(虐待ケース)

<p>虐待対応と司法との関係</p>	<p>親が親子分離措置に反対する場合における措置の承認の可否を審査</p>	<p>子どもと親との関係は、親権の問題を中心に、裁判所が関与する</p>	<p>子どもを保護した場合、5日以内に、子ども福祉裁判所に子ども保護援助協会のソーシャルワーカーと弁護士が出向き、親権の一時停止(ソサエティワート)をすすめるか否かは判事が決める</p>	<p>親子分離に際しては必ず家庭裁判所の審判を受け、また分離継続に際しても定期的承認を受けなければならない</p>	<p>警察で保護したケースで、警察のみで判断できない場合、検察庁に判断を委ねる。必要なケースに対して裁判所がケア受護命令(3段階)を出す</p>	<p>親権やかスタディ(一時の後見)を裁判所で審議</p>	<p>裁判所は一般事件として訴追されてからの関与 児童福祉法上親権行使の制限、親権喪失宣告の請求、後見人の選任・解任請求の規定がある</p>
<p>虐待対応に関するガイドライン等</p>	<p>児童相談所運営指針(国)、子ども虐待対応の手引き(国)、保護決定アセスメント指標、家庭復帰のためのチェックリスト</p>	<p>虐待対応フローチャート</p>	<p>オンタリオ州政府が定めた「子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル」と州政府が定めた「サービス開始要件 (Eligibility Spectrum) に従わなければならない</p>	<p>Casework Practice Guide</p>	<p>Working Together (政府がイテライン)</p>	<p>RES (Risk Estimation System) リスク推定システム、TWB (Towards Well-being) ウェルビーイング推進策の 2 つのツールの PC システム</p>	<p>中央虐待予防センター作成のものがある</p>
<p>ワーカーの現任研修</p>	<p>国のスーパーバイザー、職種別研修 + 配属後 1 年間の新規職員を対象にレクチュア及び OJT、他に職種別、経験年数別、テーマ別研修</p>	<p>ワーカーに限らないが、州政府の研修費補助制度あり</p>	<p>CAS の所長、スーパーバイザー、を始めすべてのソーシャルワーカーに研修が義務づけられている</p>	<p>職種及び職種ごとに用意され、とくに新任研修には3ヶ月程度をかける</p>	<p>一般ソーシャルワーカーは年間5日間の研修受講義務あり 実習担当者は、大学のソーシャルワーク・コースにて年間 20 日間の研修受講義務</p>	<p>国立のトレーニングセンター(4カ所)で、自己覚知プログラムを 2-3 週間、次に専門科目を 2 週間、その後職場に戻り2週間実習し、再度 2 週間の専門科目受講。最初のコース終了後1年以内に法律と実践に関するプログラムを2週間受けなければならない</p>	<p>国立保健院において、児童虐待専門相談員課程(公務員対象、民間職員対象)として15日間の研修が実施されており、受講が義務づけられている</p>

<p>児童福祉司 の スーパービジョ ン</p>	<p>児童福祉司 5 人にス ーパーバイザー 1 人</p>	<p>行われている 長期現場実習では 年の近いスタッフがバイ ザーと別につき対応</p>	<p>スーパーバイザーは6ケ ースのみ担当し、担当 のソーシャルワーカーのス ーパービジョンを行う</p>	<p>6人のケースワーカーにス ーパーバイザー 1 人が 配置され、さらに、ケ ースを持たないスーパ ーバイザーも配置</p>	<p>業務の現状や悩み を傾聴 希望する研修受講を 促す 成果を挙げると昇給 スーパーバイザーはハイ サーとしての有資格 者のみが行う</p>	<p>スーパーバイザー1人に 対してソーシャルワーカー 4人、シニアプラクティショ ナー1人のチームが4-5 チーム構成 シニアプラクティショナー は、新任・経験の浅 い現任のワーカーでは 十分対応できないよ うな困難ケースを担当 サービスデリバリーユニ ットマネージャーとは別に、 プラクティスマネージャーが 38人おり、ワーカーの 実践に対してのス ーパーバイズを行って いる</p>	<p>あり (国立保健院の研修 プログラムの中で、ス ーパービジョンに関する 実習あり)</p>	<p>対応機関 (児相) 以外の虐待 対応のため の地域資源</p>	<p>大阪府児童福祉審 議会措置審査部会、 大阪府弁護士会子 どもの権利委員会、 児童虐待防止協会</p>	<p>Office for Children and Youth</p>	<p>オンタリオ州政府コミュニ ティ家庭・子どもサービ ス省子ども家庭サービ スアトホック事務所 オンタリオマシ事務所 警察</p>	<p>予防的サービス、里親 サービスを担う 100 以 上の NPO と契約を 結び、調査後、問題 解決のためのサービ ス提供に関して委託を している</p>	<p>Family Support Centre (公立/私立) Police Station 内の 虐待対策課 子ども保護委員会 (地区ごと)</p>	<p>多くの民間団体があ り、Barnardos は多 様な子育て支援プロ グラムを提供。Open home Foundation は 家族や本人からの 要望により里親など を紹介して子ども の養育を支援。家庭訪 問、緊急一時保育、 里親家庭の提供や 里親へのサポート、リス クのある子どもへの 介入やクルーフホーム の運営など</p>	<p>児童相談所は一般 的な児童相談に対 応する 24 時間の電話ホッ インによる通告、相談 窓口を開設 市内に迷子申告セン ターが設置されている。 保護される子どもの 7割程度はネグレクトと 考えられている</p>
--------------------------------------	------------------------------------	--	---	---	---	--	--	--	---	--	--	---	--	--	--

<p>専門性、サービス提供等の特徴</p>	<p>児童福祉司全員が専門職 虐待の初期対応専従組織(虐待対策課)の設置 ケースワーカーのセクションを設置、地域関係機関とのハイブリットづくり、調査研究活動 複数対応の徹底 弁護士会によるバックアップ</p>	<p>ニーズの違いから、先住民とそれ以外の民族のサービスが分けられている 州政府主導から地域の委員会主導への移行期である</p>	<p>CASは、民間団体でありコミュニティ・ベースとモデルと呼称されている。予算は、子ども家庭サービス法により全てオタワ州政府から拠出される それぞれのCASには会員があり、会費を払い理事等の役員は会員の選挙で行われる 52のCASの一つとしてCASは2000人のボランティアが登録され活動している トロントCASでは中央インテークという部門を作り1日24時間対応を行っている トロントCASのインテークチームは、スクリーニングチームに12人のソーシャルワーカー、インバースティゲーションチームに70人のソーシャルワーカー、5時以降の夜間対応に5人のソーシャルワーカーが配置されている ソーシャルワーカー全員が専門職である 基本的にはMSW、</p>	<p>虐待対応のために8つのユニットを形成 即座に対応するチームが形成され、性的虐待のように医療や警察など、他機関が迅速に連携する必要がある。このチームの中心に、NPO がある場合もある</p>	<p>虐待ケースへの複数対応徹底 里親へのサービスの提供を専門に行う心理士を配置 地区の警察署に虐待対策課が設置されておられ福祉との連携関係良好、警察官への研修(虐待、子ども福祉関係)も充実 学校での虐待については2001年より、子どもが告発できるシステムを構築 かつて要保護児童だった人が親になつたときのためのプログラム(24歳まで)実施</p>	<p>現時点で厳格な任用資格はないが、認定資格のない職員も採用後トレーニングを受講し専門性を高める 54%が認定ソーシャルワーカー 援助手法として子どもとの関係者が一堂に集まり処遇を自己決定する「ファミリーグループカンファレンス」(FGC)が内外から注目 サービスは SYRAS というコンピュータソフトウェアで管理・共有 一時保護はファミリーホームという庁のケアワーカーがいるグループホーム</p>	<p>ソウル市直営の機関であり、①一時保護、②虐待予防センター、③児童相談所が併設されている 緊急一時保護については、警察の同行を要請し、警察隊連携で保護を行う 通告があれば、保健福祉部令により48時間以内の対応が規定されている</p>
------------------------------	--	--	---	---	--	--	--

			<p>CSWの資格を有する者、ソーシャルワーカーが足らず近年は学部卒(BSW)も採用しているが仕事の内容が差別化されていない。MSWでないと重要な意志決定はできない。ゆえに、大学院に通いMSWを取得することが奨励されている</p>	<p>質の向上、緊縮財政 パーマネンツ保障のため、親族ケア、ファミリー・カンファレンス、家族保全、近隣を基盤としたサービス提供などに力を入れている</p>	<p>ソーシャルワーカーの不足 MSWの活用(ソーシャルワーカーのイメージ向上) 多職種混合チームの編成(現在は分画) SWrの待遇向上 (給与、社会的評価)</p>	<p>ソーシャルワーカーの不足 待遇向上に関する改革は現在進行中 第三者の権利擁護 システムの拡充</p>	<p>緊急対応、24時間対応を含め業務が激しく、ソーシャルワーカーの人員不足 面接中に父が母を殺害する事件があったが、立入調査時のトラブルも多く、防御、被害補償が課題となっている 全国的に見ると、箇所数が少なく(全国で地区担当17カ所)、民間主体(17カ所)中公立は2カ所</p>
<p>抱えている課題</p>	<p>児童福祉司、心理職の不足</p>	<p>サービス移行期に伴い、5つに分けた地域の委員会がどう機能するか 州政府と地域の委員会の役割分担 先住民族に対応するワーカーの不足</p>	<p>MSW、CSWの資格を有するソーシャルワーカーの確保 里親が高齢化しており、その確保</p>				